

加工食品グループ緊急支援事業実施要領

制 定 令和8年3月24日

第1 趣旨

ふくしま県産品再生支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）別表の規定に基づき、加工食品事業者グループ緊急支援事業の実施について、必要な事項を定める。

第2 事業内容

事業の内容は、要綱別表に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 補助対象者

本補助金の補助対象者は、以下の（１）及び（２）の要件を全て満たす者であること。

- （１） 福島県内に本拠を置き、以下のいずれかの要件を満たす者
 - ア 複数の加工食品事業者から構成される組合・業界団体
 - イ 複数（２者以上）の加工食品事業者から構成されたグループ（本事業の申請に当たり新たに構築されたグループも含む）
- （２） 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、かつ、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とする。

2 各種助成金との併給調整

行政による他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第２条第４項第１号に掲げる給付金及び同項第２号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は、本事業の支援対象としないものとする。ただし、他の補助事業の補助対象経費と非補助対象経費が明確に切り分けられ、且つ本事業の対象である場合には、当該非補助対象経費については支援の対象とすることができる。

3 補助内容

（１）補助対象事業

補助対象経費が２，０００千円以上であり、かつ、次のア・イ・ウいずれか、又は複数に取り組む事業とする。

ア 商品開発・改良

（以下例）

- ・共同開発商品企画、統一パッケージの開発
- ・既存技術を活用した新商品等の開発・改良
- ・その他、開発商品の求評会等の開催・試作品の市場評価収集

イ 販路開拓

(以下例)

- ・展示会等への出展
- ・その他、対象加工食品の販路開拓に寄与する事業

ウ 情報発信

(以下例)

- ・メディアを使った情報発信
- ・イベントの開催
- ・その他、対象加工食品の情報発信に寄与する事業

(2) 補助対象期間

補助決定日から令和9年2月末日（期間内に事業を終了（支払含む）すること。）までとする。

(3) 補助率等

補助対象経費の5分の4以内の額（小数点以下、切り捨て）とし、補助上限額は10,000千円とする。

(4) 補助対象経費について

旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、負担金

(5) 留意事項

ア 一定の業種や地域内で複数の県内加工食品事業者が連携して効果的に行う取組であること。

イ 展示会等への出展やイベントの開催自体のみを目的とせず、県産品のブランド化に向けた取組であること。

第3 その他

この要領に定めるもののほか、事業の執行に関し必要な事項については、県との協議により決定すること。

附 則

この要領は、令和8年3月24日から施行する。